

# 法律知識 No.68



弁護士 大橋 征平  
総務課 主幹  
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

先日、登山をしている際に、山菜採りをしている人たちを見かけました。山菜を使った料理をすることもあり、私も山菜を見つけたら採取したいと考えています。山菜を採取して持ち帰ることは問題ありませんか。

A



## 【山菜を採取するために山に立ち入ることについて】

史跡名勝天然記念物に指定されている湿原などに立入った場合、文化財保護法により刑罰が科される可能性があります。その他自然公園法等により、立入制限がされていることがあります。立入りが制限されている場所でないかなど確認してください。

法律等による立入制限がなされていない場所でも、国有林に立入る場合、登山道やキャンプ場などを除き、入林届を提出することが求められています。届出もなく、登山道から外れないようにしてください。

一方、私有林に立入ることについてですが、無断で立入ることは土地の所有権に対する侵害となり得ますから、国有林同様無断で立入らないようにした方が良いでしょう。

## 【山に生えている山菜を採取することについて】

私有林であろうと、国有林であろうと、森林に生えている山菜を採取すると、森林窃盗罪に該当する可能性があります。従って、登山のために山に入った際に山菜を見つけたからといって、その場で直ぐに山菜を採取することは避けた方が良いでしょう。

犯罪が成立しないようにするためには、山の所有者などの了解を得る必要があります。国有林であれば、山菜採取を行おうと考えている場所を管轄する森林管理署に問合せしてください。私有林の場合、所有者に連絡を取るのには困難でしょうから、山菜採取は避けた方が良いでしょう。

なお、山菜を取る際には、山菜を根こそぎ採取しないようにするなど守るべきマナーがありますので、その点も注意してください。

各出張所で法律相談会を  
開催しています  
(各回ともに13時～16時)

開催日

- 福島出張所 10月3日(月)、11月7日(月)
- いわき出張所 10月11日(火)、11月14日(月)
- 二本松出張所 10月17日(月)、11月21日(月)